

料金表Ⅱ 定期契約

第1条（定期契約の定義）

定期契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、本約款に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

- 2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。
- 3 定期契約は、契約が成立した日の属する歴月の初日から起算し、契約期間を算出します。
- 4 定期契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。
ただし、In My Room 特別プラン（電力セットを含みます。）の場合は、契約が成立した後の最初の契約期間が満了したときに、定期契約の契約期間が終了します。この場合も、契約者からの申出が無い限り、サービス提供の契約の終了とはならず、契約者は、同条件でのサービスの提供を受けることができます。
- 5 当社が定める定期契約は1世帯につき1契約、1回線になります。
- 6 定期契約によっては、別の約款や規約等に定める定期契約に同時に申し込むことが必要な場合があります。

第2条（住宅形態による制約）

当社が定める共同住宅および集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの、以下、「集合住宅」といいます。）内の世帯、もしくは、それ以外の住宅（以下、「戸建住宅」といいます。）に分類し、それぞれ締結できる定期契約が異なります。

- 2 上記の集合住宅において、当社と、その集合住宅を所有し現に管理する者と当社が In My Room 契約を契約している場合、そこに居住する契約者は、In My Room プラン（第4条に定める名称が“In My Room”で始まるものをいいます）の契約に申し込むことができます。
- 3 法人契約が可能な場合は、住居形態によらず、当社が定める「事務所」に該当する場合に限ります。

第3条（当社が定期契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、定期契約の承諾をしないことがあります。

J:COM NET サービス

- (1) 本約款に定める第 10 条第 3 項のいずれかに該当する場合
- (2) 当社が J:COM TV 再放送サービス契約約款（以下「再放送約款」といいます）に定める再放送サービスを締結している契約者（再放送約款に定める再放送サービスと同時に J:COM TV サービス加入契約約款に定めるサービスを締結している契約者は除きます）
- (3) 当社が定める住宅形態と異なる場合
- (4) ハートフルプランの契約者
- (5) 契約に必要な STB が下記のいずれかに該当する場合で、その利用を承諾いただけない場合
 - ① Smart J:COM Box サービス利用規約に定める Smart J:COM Box（以下、「SJB」といいます。SJB は料金表 I に定める高機能型 STB（タイプ IV、V または VI）のいずれかを示します）を利用する場合もしくは、それに付随するタブレットサービス（以下、「SJB with タブレット」といいます。）を利用する場合
 - ② Smart TV Box サービス利用規約に定める Smart TV Box（以下、「STVB」といいます。）を利用する場合もしくは、それに付随するタブレットサービス（以下、「STVB with タブレット」といいます。）を利用する場合。
- (6) 前号までの他、その定期契約の締結に必要な他のサービス等の条件を満たさない場合

2 当社は、次のサービスの条件を下記の通り定めます。

- (1) 第 4 条に定める In My Room プラン（電力セットを含みます）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン B コンパクトまたは TV プラン D に限ります。）の特定放送サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。
- (2) 第 4 条に定める NET パック EX（電力セットを含みます。ただし、第 3 号に定めるプランを除きます。）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン A、TV プラン A コンパクト、TV プラン B または TV プラン C に限ります。）の特定放送サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。
- (3) 第 4 条に定める In My Room 特別プラン（電力セットを含みます）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン B コンパクトに限ります。）の特定放送サービス（J:COM TV スタンダードプラスまたは J:COM TV スタンダードに限ります。）の契約を締結していること、および、J:COM In My Room（NET プラン C、プラン A（1M コース、12M コースもしくは 12M Wi-Fi コース）に限ります。）の特定インターネット接続サービス（320M コースに限ります。）の契約を締結していることが契約の条件となります。

第4条（サービス内容の定義）

定期契約には、別表 定期契約の種類があります。

※1 さいたま北局およびさいたま南局[△]のみ提供します。

※2 表中の略語は以下の通り。

※3 ホーム Wi-Fi サービスを含んだ本コースの新規受付は終了しました。同サービスを含まない本コースは新規受付を継続します。

※4 本コースの新規受付は終了しました。

TV	J:COM TV サービス加入契約約款に定めるサービス
NET	インターネット接続サービス契約約款に定めるサービス
TEL	下記のいずれかに定めるサービス ・ J:COM PHONE プラスサービス契約約款 ・ プライマリ電話サービス契約約款 ・ 電話サービス契約約款
電力	J:COM 電力 家庭用コース契約約款

2 当社は、J:COM TV My style の新規申し込みを受け付けておりません。

3 第1項に定める月額利用料のうち、トリプルプレミアム（電力セットを含みます）、スマートお得プラン、スマートお得セレクト、スマートお得プランEX、スマートお得セレクトEX（電力セット、In My Room プランを含みます）は、J:COM ホーム Wi-Fi の料金を含みます。

4 J:COM NET 特別コース（契約年数、電力セットの有無を問わず、以下同じ）は、契約時に J:COM MOBILE（プラン a）の契約の申込をされているか、既に利用を開始している必要があります。ただし、J:COM NET 特別コースの契約期間中に J:COM MOBILE（プラン a）を解約した場合、J:COM NET 特別コースは自動的に解約にはなりません。

5 第1項に定める月額利用料のうち、NET パック<メガパック>（電力セットを含みます）は、メガパックの料金を含みます。

第5条（他の契約サービス）

定期契約の種別により、当社が別に定める約款のサービス（特定のサービスに限ります）を契約する必要があります。当社が別に定めるサービ

J:COM NET サービス

スの名称、コース等が一致している場合、全てのサービスを契約して初めて定期契約の締結となります。

第6条（定期契約の変更）

同一定期契約内のコースの変更を含まず、他の定期契約へ変更することをいいます。

2 サービス単体での契約に変更する場合は、定期契約の解除にあたります。

第7条（月額利用料）

定期契約で定めるサービスの利用料は、月額の利用額となります。当月分の利用料を当月末（当社が別に定める期日）までにお支払いいただきます。

2 付加機能利用料は、料金表 I および別に定める規約に則り、追加契約が可能です。

第8条（契約解除料）

定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、第 4 条に定める通りです。

2 前項の場合において、更新期間にあたる場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。

3 定期契約に必要な当社が別に定める他のサービスの解約に合わせて、定められた契約解除料は、重複して支払いを要しません。

第9条（更新の定義）

当社は、定期契約の更新について、以下のように定めます。

(1) 更新日は、定期契約が成立した日を含む暦月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。

(2) 更新期間とは、定期契約の満了日を含む暦月および更新日を含む暦月を示します。

第10条（定期契約の解約）

当社は、定期契約の解約について、以下のように定めます。

J:COM NET サービス

- (1) 契約者が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの解約を行う場合には、定期契約の解約となります。
- (2) 前項の場合において、以下の場合には契約者は、契約解除料の支払いを要しません。
 - ①契約者が、転居により当社の全てのサービスを解約する場合であって、転居後に、別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行う場合
 - ②契約者の加入する集合住宅が In My Room プランを解約した場合、もしくは In My Room プランの提供を新たに開始する場合
- (3) 当社が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの利用の停止を行う場合には、当社は、解約と扱います。
- (4) 定期契約に電話サービスが含まれる場合、解約をした月の月末までは、定期契約の料金を適用します。

第 11 条（最低利用期間）

当社は、定期契約の締結をした場合には、最低利用期間を適用しません。

第 12 条（コース変更等について）

コース変更を行う場合には、契約の起算日が変更の翌日になります。

- 2 コース変更を行う場合であって、インターネット接続サービスの変更が発生しない場合には、費用は発生しません。ただし、他のサービスの増減がある場合、他のサービスの約款等に基づき、サービス変更手数料が発生します。
- 3 コース変更を行う場合であって、インターネット接続サービスの変更が発生する場合は、定期契約の解除または、サービス変更手数料が発生します。
- 4 前項までの規定にかかわらず、インターネット接続サービスの品目の変更のみを行う場合には、契約の起算日の変更はありません。 c